

平成19年4月23日

各 位

会 社 名 株式会社 東 天 紅
代表者名 代表取締役社長 小 泉 和 久
(コード番号 8181 東証 第一部)
問合せ先 取締役総務部長 山 崎 信 行
(T E L . 03 - 3828 - 6272)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年4月23日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成19年5月24日開催予定の第51回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法」(平成17年法律第86号)及び関係法令が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、全面的に定款に規定すべき事項の見直し等を行い、当社定款を変更するものであります。

- (1) 会社法の施行に伴い、定款に定めがあるものとみなされた事項について、第4条(機関)、第7条(株券の発行)を新設し、現行定款第9条(名義書換代理人)を第12条(株主名簿管理人)へ変更を行うものであります。
- (2) 単元未満株式についての権利の範囲を明確にするために、第10条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。
- (3) 代理人による議決権の行使について、その人数及び行使方法を明らかにするために、現行定款第15条(議決権の代理行使)に所要の変更を行うものであります。
- (4) 書面または電磁的方法により、取締役会の決定を機動的に行うことができるようにするため、第19条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
- (5) 上記のほか、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除・修正及び移設、一部条文の繰り上げなど所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成19年5月24日(木)
定款変更の効力発生日	平成19年5月24日(木)

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は東京都で発行する日本経済新聞に掲載する。</p> <p>(発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は40,000,000株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行) 第7条 当社の<u>1単元の株式の数は</u>1,000株とする。 2. 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下単元未満株式という。)</u>に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについては、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほかに、<u>次の機関を置く。</u></p> <p>(1) <u>取締役会</u> (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告は東京都で発行する日本経済新聞に掲載する<u>方法により行う。</u></p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の<u>発行可能株式総数は</u>40,000,000株とする。</p> <p style="text-align: center;">(株券の発行)</p> <p>第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得) 第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 当社の<u>単元株式数は</u>1,000株とする。 2. 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u>ただし、株式取扱規則に定めるところについては、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第8条 株券の種類、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の不所持、株主(実質株主を含む。以下同じ。)としての諸届、株券の再発行および単元未満株式の買取り、その他株式に関する手続ならびに手数料は取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p><u>第9条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。名義書換代理人および、その事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u></p> <p>2. <u>当社の株主名簿および実質株主名簿(以下株主名簿等という。)ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の不所持、株主としての諸届、株券の再発行および単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株主、登録質権者の氏名、住所、印鑑の届出)</p> <p><u>第10条 株主、登録質権者およびその法定代理人は、その氏名、住所、および印鑑を当社の名義書換代理人に届出ることを要し、その変更のあったときもまた同様とする。</u></p> <p>2. <u>前項に掲げた者が外国に居住するときは、日本国内に仮居住または代理人を定め、当社の名義書換代理人に届出ることを要し、その変更のあったときもまた同様とする。</u></p>	<p>(2) <u>会社法第166条1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人および、その事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>2. <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿の作成ならびに備え置き、その他の株主名簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第11条 <u>当社は、毎年2月末日の最終の株主名簿等に記載された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p>2. <u>前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>(招 集)</p> <p>第12条 <u>定時株主総会は、毎決算期の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時招集する。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第13条 (条文省略)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 <u>株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 <u>株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。代理権を証する書面は、株主総会毎に当社に提出するものとする。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(招 集)</p> <p>第13条 <u>定時株主総会は、毎事業年度終了後3カ月以内に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時招集する。</u></p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。</u></p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 <u>株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 <u>株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。代理権を証明する書面は、株主総会毎に当社に提出するものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議事録)</p> <p><u>第16条 株主総会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載し、議長および出席した取締役がこれに記名押印して会社に保存する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(取締役会の権限)</p> <p><u>第17条 取締役会は、法令の定める事項のほか、当社の重要な業務執行を審議決定する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(取締役会の招集)</p> <p>第18条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集しその議長となる。取締役社長に差支えあるときは取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにかわる。</p> <p>2 . 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役、および各監査役に対して発する。但し緊急に招集する必要がある場合は、この期間を短縮し、または口頭でこれにかえることができる。</p> <p>3 . 取締役会は、取締役および監査役全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで開くことができる。</p>	<p>(取締役会の招集)</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>2 . (現行どおり)</p> <p>3 . 取締役会は、取締役および監査役全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで開催することができる。</p>
<p>(取締役会の決議)</p> <p><u>第19条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれをなす。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(議事録)</p> <p><u>第20条 取締役会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印して会社に保存する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会の権限)</p> <p><u>第21条 監査役会は、法令の定める事項のほか、当社の監査役の職務執行を審議決定する。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第22条 監査役会の招集通知は、会日の3日前に各監査役に対して発する。但し、緊急に招集する必要がある場合は、この期間を短縮し、または口頭でこれにかえることができる。</p> <p>2. 監査役会は、監査役全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで開くことができる。</p> <p>(監査役会の決議)</p> <p>第23条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数が出席し、その過半数をもってこれをなす。</u></p> <p>(議 事 録)</p> <p>第24条 <u>監査役会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印して会社に保存する。</u></p> <p>(選 任)</p> <p>第25条 取締役および監査役は、株主総会において選任する。取締役および監査役の選任決議には、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は累積投票によらない。</p> <p>(任 期)</p> <p>第26条 取締役の任期は就任後2年内、監査役の任期は就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時に満了する。</p> <p>2. 任期満了前に退任した監査役の補充として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第19条 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>2. 監査役会は、監査役全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで開催することができる。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(選 任)</p> <p>第21条 取締役および監査役は、株主総会において選任する。取締役および監査役の選任決議には、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第22条 取締役の任期は選任後2年以内、監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(役付取締役)</p> <p>第27条 <u>取締役会の決議により、</u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長ならびに専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第28条 取締役社長は、会社を代表する。 2. <u>取締役会の決議をもって、</u>前条の役付取締役のなかから、会社を代表する取締役を定めることができる。</p> <p>(取締役および監査役の報酬)</p> <p>第29条 取締役の報酬および退職慰労金ならびに監査役の報酬および退職慰労金は、<u>株主総会の決議をもって</u>定める。</p> <p>(決算期)</p> <p>第30条 当会社の決算期は毎年2月末日とする。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第31条 <u>利益配当金は、毎決算期末日現在の株主名簿等に記載された株主、または登録した質権者に支払う。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第32条 当会社は取締役会の決議により、毎年8月31日現在における株主名簿等に記載された株主または登録質権者に対し、<u>商法第293条の5の規定に従い</u>金銭の分配をすることができる。</p> <p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第33条 <u>利益配当金、定款第32条による中間配当その他の諸交付金が</u>支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。受領遅滞金には利息をつけない。</p>	<p>(役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、<u>その決議によって</u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長ならびに専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第24条 取締役社長は、会社を代表する。 2. <u>取締役会は、その決議によって</u>前条の役付取締役のなかから、会社を代表する取締役を選定することができる。</p> <p>(取締役および監査役の報酬)</p> <p>第25条 取締役の報酬、<u>賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益</u>(以下、「報酬等」という。)ならびに監査役の報酬等は、<u>株主総会の決議によ</u>って定める。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第26条 当会社の事業年度は毎年3月1日から翌年2月末日までの一年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第27条 当会社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第28条 当会社は取締役会の決議により、毎年8月31日を基準日として、<u>中間配当を行う</u>ことができる。</p> <p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第29条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、</u>当会社はその支払義務を免れるものとする。受領遅滞金には利息をつけない。</p>